

沖縄県下水道協会 下水道問題研究委員会設置要綱

第1条	趣旨
第2条	組織
第3条	運営
第4条	委員会の種類
第5条	委員会の庶務
第6条	その他

沖縄県下水道協会 下水道問題研究委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県下水道協会（以下に「協会」という。）内における下水道問題等について調査、研究すること及び下水道行政の円滑な執行を図るために設置する下水道問題等研究委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会の委員は、正会員をもって構成する。

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員会は、必要に応じ学識経験者を参加させ、意見を聴取することができる。

(運営)

第3条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員会の研究成果を必要に応じ協会に報告しなければならない。

(委員会の種類)

第4条 委員会は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて幹事会で定めることができる。

- (1) 下水道財政研究委員会
- (2) 下水道普及事務研究委員会
- (3) 下水道排水設備研究委員会
- (4) 下水道建設管理研究委員会

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、協会事務局で処理する。

(その他)

第6条 その他、必要な事項は委員会で別に定める。

附 則

- 1 県支部下水道使用料問題研究委員会要綱は廃止する。
- 2 この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月22日支部総会で決定)

- 4 この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。